

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人倉吉幼稚園(以下「園」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し、職員が遵守すべき事項を定め、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(職員の定義)

第2条 職員とは、園の業務に従事しているものをいい、就業規則第2条に定める臨時職員ならびに理事長、各理事を含むものとする。

(用語の定義)

第3条 この規程で用いる主な用語の定義は、以下による。

個人情報	園が業務を遂行するために、個人又は団体から得た生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。 (1)第2条に定める職員 (2)園児および保護者、その家族
管理者	理事長によって指名されたものであって、この規程の実施及び運用に関する責任と権限を持つ者。
受領者	個人情報の提供を受ける団体又は個人。
利用	園内で個人情報を処理すること。
提供	園以外の個人又は団体に、自ら保有する個人情報を利用可能にすること(委託、第三者提供、共同利用)。

(個人情報の収集に関する措置)

第4条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。また、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(個人情報の利用及び提供)

第5条 個人情報の利用及び提供は、個人の同意を与えた利用目的の範囲内で行わなければならない。なお、法令の規定による場合、特定個人又は第三者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合は、特定個人の同意を必要としない。

(個人情報適正管理義務)

第6条 園は個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の盗難、紛失、改ざん、破壊及び漏洩等をいう。)に対しての安全対策を講じなければならない。

(個人情報に関する個人の権利)

第7条 園は、個人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じなければならない。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、これに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。

- 2、保有している個人情報について、個人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じなければならない。また、その他の苦情及び相談を受けた場合は、苦情処理担当者は誠意を持って対応しなければならない。

(職員の責務)

第8条 職員は、園の業務に従事するにあたり、個人情報保護法、この規程、その他個人情報に関する園の諸規程を遵守しなければならない。

(管理責任者等の選任と責務)

第9条 理事長は、個人情報の安全管理のため総責任者として、個人情報管理責任者を1名定め、その管理責任業務を行わせるものとする。

- 2、理事長は、個人情報を取り扱う部門ごとに、それぞれ1名の個人情報管理者を定め、管理責任業務を行わせるものとする。
- 3、理事長は、個人情報の保護に関して苦情や相談を受け付け、対応する相談窓口の担当者を指定するものとする。
- 4、前項の相談窓口の運営責任者は、個人情報管理責任者とする。

(細則)

第10条 理事長、個人情報管理責任者、個人情報管理者は、この規程の実施上の細則を定めることができる。

附 則

この規程は、平成 26年 9月 1日より実施する。